

新旧対照表

新	旧
<p>平成30年度高知県地域医療情報ネットワークシステム構築事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第11条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成30年4月4日から施行する。ただし、次項の規定は、同年4月1日から適用する。</p> <p>2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>3 この要綱は、平成31年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第9号まで、第8条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要綱は、平成30年4月12日から施行し、同年4月1日から適用する。</u></p>	<p>平成30年度高知県地域医療情報ネットワークシステム構築事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第11条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成30年4月4日から施行する。ただし、次項の規定は、同年4月1日から適用する。</p> <p>2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>3 この要綱は、平成31年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第9号まで、第8条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>